

重要事項説明書

(地域生活支援事業:移動支援)

1. 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人やすらぎ会
主たる事務所の所在地	東松島市野蒜ケ丘三丁目27番地1
代表者	理事長 亀井 文行

2. ご利用事業所の概要(地域生活支援事業)の概要

ご利用事業所の名称	鳴瀬ヘルパーステーション
所在地	東松島市野蒜ケ丘三丁目27番地1
サービスの種類・事業所番号	移動支援 (0 4 1 1 4 0 0 1 4 6)
サービス提供地域	東松島市内

(1) 同事業所の職員体制

所長	1名
サービス提供責任者	2名

従業者の種類	勤務の形態・人数	
介護福祉士	常勤 2名	非常勤 2名
訪問介護員2級	常勤 名	非常勤 3名

(2) サービスの提供時間帯 ※時間帯により料金が異なります。

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00
月～日	○	○	○

3. サービス内容

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に対する支援

・個別移動支援

ただし、通勤・営業等の経済活動に係る外出や、通年または長期にわたる外出及び社会通念上不適当な外出は含まない。

4. 利用料金

(1) サービス利用に対しては、利用者負担分として基準額の1割を事業者にお支払い頂きます。

【基準額(8:00～18:00)】

サービス内容	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分
身体介護を伴う	2,450円	3,880円	5,640円	800円
身体介護を伴わない	1,010円	1,890円	2,640円	670円

*身体介護を伴うとは、排せつ、食事、衣類着脱、入浴等の介助が必要なもの。

*基本料金に対して、早朝(午前6時から午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増し、となります。

*やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(2)市が別途定める軽減が適用される場合には、減額後の金額になります。

利用者負担額には、上限額が定められています。

複数の事業を利用する場合は、事業ごとの上限額設定となります。

【利用者負担に関する月額上限】

区分	月額上限額	緊急措置による上限額
生活保護	0円	0円
低所得1	0円	0円
低所得2	0円	0円
一般(※)	—	9,300円
一般	37,200円	37,200円

・料金のお支払方法・

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書とサービス提供明細書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までにお支払いください。領収時に、領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

※利用料、その他の費用の支払について、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5. サービスを提供するにあたって

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 支援計画の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら支援計画を作成します。作成した支援計画については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

サービスの提供は支援計画にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(3) 支援計画の変更等

支援計画は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、ほかの利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) ヘルパーの決定等

実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

6. 運営の方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

7. 移動支援の目的

移動支援は屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立支援及び社会参加の促進を図ることを目的とします

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止を啓発・普及するための従業者研修の実施
- (2) 成年後見制度の利用を支援
- (3) 苦情解決体制を整備

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

・事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

・事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、ほかの障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供いたしません。また、利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、ほかの福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

・本会で定める個人情報保護規程に基づき利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとし、事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者様の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 苦情相談窓口

【事業者の窓口】

社会福祉法人やすらぎ会

電話 0225-98-7110 受付時間 月～金午前8時30分～午後5時30分

【市町村の窓口】

東松島市社会福祉事務所

電話 0225-82-1111

【公共団体の窓口】

宮城県社会福祉協議会運営適正化委員会

電話 022-716-9674

FAX 022-716-9298

平成 年 月 日

サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

事業者	所在地	東松島市野蒜ヶ丘三丁目27番地1	
	名称	社会福祉法人やすらぎ会	
		理事長 亀井 文行	印
	説明者	鳴瀬ヘルパーステーション	
	氏名		印

私は、契約書及び本書面により事業者からサービス内容についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所		
	氏名		印
代理人	住所		
	氏名		印

